

# 神戸市PTA協議会 協賛団体・企業加盟申込書

--	--	--

申込年月日	年	月	日		
(フリガナ) 団体・法人名					
所在地	〒				
部署名		TEL			
ご担当者名					
ご担当者 E-mail					
お名前 E-mail	※ご担当様以外に、当会からの関連情報送信の必要があればお名前とあわせてご記入下さい。				
摘要	通常の加盟期間については、申請者が辞退の意思表示を行うまでとする。				

＜個人情報の保護について＞ 協賛団体・企業加盟申込書にご記入いただいた内容は、当会に関わる資料の郵送、電子情報の送付、その他、本会の活動に係わる用件のご連絡に使用させていただきます。お届け内容にご変更が発生しましたら、お早めに本会事務局までご連絡くださいますようお願い申し上げます。本会の活動に関する目的以外に、お預かりした個人情報を使用することはございません。

別紙「神戸市PTA協議会 協賛団・企業 基準(規定)」をよく読まれた上で、□にチェックを入れてください。

協賛団体・企業 基準(規定)内容に同意し、神戸市PTA協議会 協賛団体・企業に加盟いたします。なお添付資料として団体概要、及び活動の記録、事業案などがわかる書類を添付します。

<p>■お問い合わせ・お申し込み</p>	<p>神戸市PTA協議会 事務局 〒650-0044 神戸市中央区東川崎 1-3-2 神戸市総合教育センター内 TEL:078-360-0295 FAX:03-5423-6921 E-mail: info@sustainability-fj.org</p>
----------------------	--

## 神戸市PTA協議会 協賛団体・企業 基準（規定）

### （目的）

第1条 この規程は、神戸市PTA協議会（以下「当会」という。）協賛団体・企業の加盟に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （定義）

第2条 この規程において、「協賛」とは、当会が行う事業、その他の活動の支援のため、企業、団体（以下「団体等」という。）から提供される支援（情報等を含む）協賛をいう。なお、協賛金は、原則として無料とする。

### （協賛特典）

第3条 協賛を行った団体等（以下「協賛者」という。）の特典を次の各号のとおりとする。

- （1）神戸市PTA協議会のホームページ等の媒体に協賛者の名称を掲載すること。
- （2）神戸市PTA協議会のイベント、広報の中で協賛者を紹介すること。
- （3）その他、協賛者に認めることが適当と当会が判断した内容。

2 当会は、前項に規定する協賛特典以外に、様々な事情を勘案し、必要に応じ、協賛者と協議の上で協賛特典を追加することがある。

3 本条に基づく協賛特典の有効期限は、前項に準じて協賛者と協議の上で当法人が決定するものとする。

### （協賛の申込）

第4条 当会の目的及び活動に賛同し、本「神戸市PTA協議会 協賛団体・企業 基準（規定）」に同意する団体等が協賛を申し込む場合は、事務局に申込するものとする。加盟期間は双方で協議する。

### （協賛の承諾等）

第5条 当会が、前条の申込みを承諾する場合は、その旨を申込者に通知するものとする。

2 前項の承諾の決定に際し、理事会の過半数の承認を得なければならない。

3 協賛者は、前項に該当する場合において、当会の承認を得られなかった場合、

又は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛の申し出を辞退するものとする。

- （1）法令に違反する場合又はその恐れがある場合
- （2）申込者が又はその役員、従業員が反社会的勢力に属する場合、もしくはそれらの活動が、当会の目的または事業と相反するものと判断されるとき
- （3）協賛の受け入れにより当会の業務、財政、名誉、信用に支障が生じるとき、または当会の目的の達成に資するものではないと判断される場合

4 協賛の承諾後、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、承諾を取り消すものとし、協賛者に対し、その旨を通知する。

### （雑則）

第6条 この規程に定めるもののほか、協賛に関し必要な事項は、理事会にて別途に定めることができる。

### （附則）

第7条 この規程は、令和3年10月19日に制定し、同日から施行する。